

	A	B	C	D	E
1	判決日	主文	事件概要	謝罪への言及箇所	謝罪の内容
2	平成20年2月20日 東京地裁	棄却	ぶどう膜炎と続発性緑内障の治療のため通院していたが最終的に失明。点眼薬中止、手術時期を誤った過失ありを主張。また、尿路結石につきダイヤモンドモックス過量投与を主張	認定事実、争点への判断	処方等につき謝罪。趣旨が問題になり、責任承認でないと認定
3	平成20年2月18日 東京地裁	約9000万円	蓄尿防腐のためのアジ化ナトリウムを誤って内服薬として渡し、脳症発症。	原告主張。	謝罪がないことから慰謝料増額を主張。裁判所は慰謝料で明確には言及せず
4	平成20年1月25日 仙台高裁(一審平成17年10月4日青森地裁)	棄却	内視鏡的胆石除去中に憩室迷入、穿孔。	認定事実	謝罪の内容が争いに。責任承認ではないと解釈か(胆石が取れなかったことに対する謝罪とした)。
5	平成19年10月4日 東京地裁	164万円	う歯根管治療困難と判断して抜歯(失敗)したが、根管治療のために必要な治療等を早々にあきらめて抜歯に移行した点に問題があるとされた事例	原告主張	謝罪がないことから慰謝料増額を主張
6	平成19年8月31日 東京地裁	棄却	足裏異常感覚の治療としてテグレート服用開始後、SJS症候群発症して死亡。	争いのない事実	神経内科医が皮疹発症後の受診で謝罪
7	平成19年6月11日 東京地裁	約7000万円	SAH見落とし再出血。高次脳機能障害等後遺症	原告主張	謝罪がないことから慰謝料増額を主張
8	平成19年5月31日 東京地裁	約100万円	検診採血後の血腫、神経障害	争いのない事実、原告主張、原告主張当否	共感表明らしきもの。原告は責任承認であると主張。医師、会社が謝罪している。
9	平成19年4月9日 東京地裁	請求棄却	検診採血後の血腫、神経障害	認定事実、争点への判断	共感表明と考えられる
10	平成18年11月1日 京都地裁	約1400万円	人工呼吸器にエタノール接続	認定事実で触れるのみ。損害額で言及なし	
11	平成18年10月26日 津地裁	合計170万円	脳梗塞のため入院していたが入院中5回転倒。転院先で慢性硬膜下血腫発見されワーファリン中止。新たな脳梗塞発生しその4ヵ月後に死亡	原告主張。ただし説明義務を果たしていないことを裁判所も考慮	謝罪がないことから慰謝料増額を主張
12	平成18年9月20日 東京地裁	約890万円	子宮筋腫手術後5年経過して、別手術にてガーゼ残置が発見。	認定事実 裁判所判断のうち損害額算定	ガーゼ残置事故につき、反省し、再発防止、システム改善に努める旨の院長名義謝罪
13	平成18年8月29日 大阪高裁	約530万円	ショーステイでの転倒	原告が、施設側が謝罪したと主張	当時そこに職員はおらず、行ったら倒れていた旨。

	A	B	C	D	E
14	平成18年4月26日 東京地裁	約450万円	有料健康診断での胸部Xpに異常陰影あるが異常なしとされた。約1年後に別の健康診断で異常指摘。肺癌と判明し摘出術を受けている。少なくとも3年間は再発がない。	裁判所による判断のうち損害額算定	医師から病院設置者への報告書で、「異常なしとすべきではなかったこと、この時点で発見していれば肉体的精神的損害を小さくできたと思うと申し訳ない」と患者に謝罪した旨の記載。原告は医師が見落としである事を自ら認め謝罪したと主張。
15	平成18年4月14日 徳島地裁	55万円	統合失調症患者に対する院内での看護師暴力(?)による怪我の疑い	前提事実 供述の信用性を謝罪から認定 慰謝料で謝罪により減額。	
16	平成17年12月14日 さいたま地裁	約180万円	食道癌に対するEMR実施中に高齢の患者が立ち上がり食道穿孔。医師らは穿孔にすぐに気づき対応するも肺炎発症。肺炎は改善したが別の末期癌により死亡。	前提事実として認定	当日に院長、主治医らが謝罪。具体的内容は不明。状況への謝罪と考えられる
17	平成17年12月22日 山口地裁	970万円	24歯全ての歯冠を削り連結するという治療を行い、咬合に異常	前提事実として認定	説明が足りなかったことについて謝罪し、できるだけのことをしたい旨述べた
18	平成17年10月11日 甲府地裁	約2800万円	肝動注リザーバ設置中の大動脈解離による死亡。	前提事実として認定	主治医ら葬儀翌日に焼香、死亡から約10日後に、放射線科医、外科部長が家族に大動脈解離による死亡である旨告げて謝罪(具体的内容は不明だが状況への謝罪に近い)。
19	平成17年10月4日 青森地裁 (控訴審平成20年1月25日仙台高裁)	合計約3200万円	胆石摘出のために内視鏡的乳頭括約筋切開術を受けた際に十二指腸穿孔を生じ、その後、後腹膜膿瘍、易感染宿主を惹起し、最終的には肺炎により死亡	事実として認定	
20	平成17年7月12日 京都地裁	約2億2000万円	蕁麻疹の7歳小児に対して効果のない塩化カルシウムの静注を指示、さらに準看護師が誤って塩化カリウムの静注。心肺停止後蘇生したが、自発呼吸認められるのみで意識ない状態で症状固定。	損害のうち慰謝料額算定で、謝罪を受けるべきだった事を考慮	ゴミ箱からカリウム製剤のアンブルのみが見つかるなど誤りが明らかだったにも関わらず職員に緘口令を敷き、患者・家族にはカリウム製剤の注射と説明。謝罪はせず。
21	平成17年5月25日 東京高裁(東京地裁H14.7.18)	棄却	左内頸動脈分岐部に未破裂脳動脈瘤が発見された患者にコイル塞栓術施行したところコイルが逸脱、脳梗塞により死亡	原告主張	謝罪ないことから慰謝料増額求めた

	A	B	C	D	E
22	平成16年10月25日 徳島地裁	220万円	労作時呼吸困難で受診し、特発性間質性肺炎の診断。7ヶ月後に肺線維症で死亡	前提事実	原告に対し、亡太郎の疾患を甘く考えていたと述べ、謝罪した
23	平成16年3月24日 さいたま地裁	4000万円	滑膜肉腫抗がん剤誤投与民事	前提事実	謝罪したが、誠意がなくむしろ不信が募った？
24	平成16年1月30日 東京地裁	夫に約300万円 子供に約1300万円	ヘパリン生食と間違えてヒビテンを注射したところ直後に患者死亡。	事実として認定	原告の原因究明の要請に応じて、患者死亡から5ヵ月後に知事が会見にて謝罪 患者死亡から8ヵ月後に、院長、副院長らが原告宅を訪問し、誤注入による死亡であるとして謝罪
25	平成15年12月19日 札幌地裁	約120万円	虫垂切除術後10年経過し、チューブ残置が発見された。	当事者の主張として認定。 原告は謝罪がないとし、被告は謝罪したと主張。裁判所判断は明確になし。	原告慰謝料主張は400万円に対して認定は80万円
26	平成15年12月18日 大阪地裁	約540万円	腹痛、体重減少等を主訴とする患者に対してCTで腫瘍が発見され、MRI、ガリウムシンチ等の検査を行っていたが、検査開始から4ヵ月後、確定診断がつく前に小腸穿孔を起こし緊急手術にて悪性リンパ腫であることが判明。化学療法行うも穿孔から3ヵ月後に死亡。	事実として認定	診断の遅延、穿孔時の入院拒否(満床)について原告が説明を求め、主治医が謝罪(主治医のみが謝罪していることから、診断の遅延についてか?)
27	平成15年7月30日 東京地裁	約300万円	豊胸手術後後が目立つ	原告主張、認定事実	謝罪を要求したがされなかったことに言及。
28	平成15年1月14日 岡山地裁	約100万円	咬合型取で加熱したレジンを使用したところ火傷。	慰謝料減額	責任承認をした上で口頭、手紙で数度謝罪。金銭提供、示談の申出等
29	平成14年7月18日 東京地裁	合計約6600万円	左内頸動脈分岐部に未破裂脳動脈瘤が発見された患者にコイル塞栓術施行したところコイルが逸脱、脳梗塞により死亡	原告主張のみ(慰謝料で考慮の可能性)	謝罪なし
30	平成14年5月8日 鹿児島地裁	35万円	帝王切開術においてガーゼ1枚残置。直後に判明し当日再手術にて除去。	事実として認定 慰謝料算定で謝罪があった事を考慮	医師らは患者 家族に数回謝罪

	A	B	C	D	E
31	平成14年4月12日 青森地裁	計約5200万円	経膣分娩を行ったが脳性麻痺。2年後に児死亡。	事実認定、判断の内容で	出産の1ヵ月後、院長らが診断・判断の誤りがあったことによる脳性麻痺と認めて謝罪
32	平成13年3月12日 東京地裁	約60万円	う歯につき3本のうち2本抜歯してブリッジとした治療の適正性	原告主張、認定事実	原告が謝罪があったことから治療費全額負担の合意があったと主張 裁判所が否定
33	平成13年2月13日 仙台地裁	約660万円	慢性腎炎に対して自然食などによる治療(?)のみをして、最終的に腎不全となった	原告が慰謝料算定の項で主張	
34	平成12年5月26日 名古屋地裁	約1100万円	大腿動脈からのカテーテル検査後、血腫形成、大腿神経麻痺。その後神経剥離術を受けて部分的に回復	事実認定、過失の判断で	紹介医への報告書の中で主治医が止血措置に過誤があった旨認め、謝罪している
35	平成8年10月31日 山口地裁	計110万円	精管切断術後1週間の避妊で足りる旨の説明受けたが、妊娠。妊娠中絶。	原告が主張	原告は、医師が、1週間の避妊で良いと言ったのは誤りだったと認めたと主張。被告は否認。また妊娠中絶後、見舞金として医師が3万円支払っている。
36	平成7年4月11日 東京地裁	計約5300万円	子宮筋腫摘出術を非挿管の全身麻酔で行っていたが呼吸抑制、心停止を来とし、2ヵ月後に死亡	原告が慰謝料算定の項で謝罪を受けるべき事を主張	
37	平成6年9月28日 宇都宮地裁	550万円	上腹部悪性腫瘍で入院中の2歳小児がベッドから転落、脳内出血等で手術受けるも約3ヵ月後死亡。	慰謝料算定の項で謝罪がない事を考慮	
38	平成4年5月29日 京都地裁	約60万円	作成したブリッジが何度も脱落。	原告が主張	ブリッジ脱落した際に謝罪して無料補修した旨主張
39	平成3年9月27日 東京地裁		喘息冷凍療法の直後死亡	原告が主張	葬儀費用負担は謝罪の意思と
40	平成2年7月27日 東京地裁	約800万円	統合失調症患者の院内風呂での溺死。剖検で心臓の低形成が判明。	原告主張	
41	昭和62年9月28日 大阪地裁	30万円	子宮頸がんによる死亡、抗がん剤点滴もれによる障害	原告主張	点滴もれにつき何の謝罪もなくまんが悪かった」等と言うのみ
42	昭和60年9月30日 岐阜地裁	180万円	交通事故事例。脾破裂見落とし有死亡。	原告主張	謝罪を求めたが誠意ある対応がないため訴訟に至ったのであり弁護士費用は被告負担すべきと主張

	A	B	C	D	E
43	昭和59年3月23日 東京地裁	請求棄却	てんかんに対する視床内髄板破壊術後も てんかん持続し、また新たな障害が 発生。7年後死亡	事実認定	同意の努力が不十分で あった旨の謝罪文書が 被告から原告に交付さ れているが、脅迫によ るものであった。
44	昭和56年10月27日 新潟地裁	2000万円	卵巣腫瘍手術後死亡	原告主張	謝罪がないことから慰 謝料増額を主張
45	平成15年3月28日 新潟地裁(刑事)	禁錮1年 執行猶予 3年	膝間接置換術後患者に心機能低下防止 のため誤ってブレードを1時間540mLの速 さで15時間投与。急性肺水腫で死亡。	謝罪を情状として 考慮	公判では事実を認め被 害者家族に謝罪。
46	平成15年3月25日 東京高裁(刑事)	罰金25万 円～50万 円	取換え手術	謝罪を情状として 考慮	事実関係を認め反省、 被害者家族に真摯に謝 罪
47	平成14年8月21日 大阪高裁(刑事)	禁固1年	薬害エイズ(医師)	謝罪を情状として 考慮	
48	平成13年10月29日 横浜地裁(刑事)	罰金30～ 50万円、 禁錮1年 執行猶予 3年	肺腫瘍切除と僧帽弁置換患者取換え。オ ペ実施	謝罪を情状として 考慮	事実を認め被害者、家 族に真摯に謝罪したこ と。
49	平成13年3月28日 東京地裁(刑事)	無罪	薬害エイズ	過失の認定に謝 罪は利用できな い旨	予見可能性の点で謝罪 があるが、検察官の誘 導によるもので任意で ないとした。